

第8章 コンクリートシェッド

第8章 コンクリートシェッド

目 次

第1節 適 用	
5-8-1-1 適 用	635
第2節 適用すべき諸基準	
5-8-2-1 適用すべき諸基準	636
第3節 プレキャストシェッド下部工	
5-8-3-1 適 用	637
5-8-3-2 作業土工	637
5-8-3-3 既製杭工	637
5-8-3-4 場所打杭工	637
5-8-3-5 深 礎 工	637
5-8-3-6 受 台 工	637
5-8-3-7 アンカー工	638
第4節 プレキャストシェッド上部工	
5-8-4-1 一般事項	639
5-8-4-2 シェッド購入工	639
5-8-4-3 架 設 工	639
5-8-4-4 土砂囲工	639
5-8-4-5 柱脚コンクリート工	639
5-8-4-6 横締め工	639
5-8-4-7 防 水 工	640
第5節 RCシェッド工	
5-8-5-1 一般事項	641
5-8-5-2 既製杭工	641
5-8-5-3 場所打杭工	641
5-8-5-4 深 礎 工	641
5-8-5-5 軀 体 工	641
5-8-5-6 アンカー工	641
第6節 シェッド付属物工	
5-8-6-1 一般事項	642
5-8-6-2 緩 衝 工	642

5-8-6-3	落橋防止装置工	642
5-8-6-4	排水装置工	642
5-8-6-5	銘板工	642

第8章 コンクリートシェッド

第1節 適用

5-8-1-1 適用

1. 本章は、道路工事におけるプレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RCシェッド工、シェッド付属物工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編 の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

5-8-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）
- (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）
- (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）
- (4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）
- (5) 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）
- (6) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）
- (7) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）
- (8) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）
- (9) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）
- (10) 日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）
- (11) 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）
- (12) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月）
- (13) 土木学会 コンクリート標準示方書〔設計編〕（平成30年3月）
- (14) 土木学会 コンクリート標準示方書〔施工編〕（平成30年3月）
- (15) 日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）
- (16) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）
- (17) 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）
- (18) 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）
- (19) 北海道土木技術協会コンクリート研究委員会 PC道路防災構造物マニュアル（平成13年3月）
- (20) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）
- (21) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）

第3節 プレキャストシェッド下部工

5-8-3-1 適用

本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-8-3-2 作業土工

作業土工の施工については、1-3-3-3 作業土工 の規定によるものとする。

5-8-3-3 既製杭工

既製杭工の施工については、1-3-4-4 既製杭工 の規定によるものとする。

5-8-3-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、1-3-4-5 場所打杭工 の規定によるものとする。

5-8-3-5 深礎工

深礎工の施工については、1-3-4-6 深礎工 の規定によるものとする。

5-8-3-6 受台工

1. 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後（割栗石基礎には割栗石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。
2. 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。
なお、これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。
4. 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその緊結方法等に十分注意して組み立てなければならない。
また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。
5. 受注者は目地材の施工については、設計図書によらなければならない。
6. 受注者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。
7. 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。

8. 受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。

5-8-3-7 アンカー工

アンカー工の施工については、設計図書によるものとする。

第4節 プレキャストシェッド上部工

5-8-4-1 一般事項

本節は、プレキャストシェッド上部工としてシェッド購入工、架設工、土砂囲工、脚柱コンクリート工、横締め工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-8-4-2 シェッド購入工

受注者は、プレキャストシェッドを購入する場合は、設計図書に示された品質、規格を満足したものを用いなければならない。

5-8-4-3 架設工

1. 架設工（クレーン架設）の施工については、5-5-5-2 クレーン架設工の規定によるものとする。
2. 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧 第5章 支承の施工の規定によらなければならない。

5-8-4-4 土砂囲工

土砂囲工のコンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート の規定によるものとする。

5-8-4-5 柱脚コンクリート工

柱脚コンクリートの施工については、第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート の規定によるものとする。

5-8-4-6 横締め工

受注者はPC緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。

- (1) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行うものとする。
 - ア ジャッキのキャリブレーション
 - イ PC鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及びPC鋼材の見かけのヤング係数を求める試験。
- (2) プレストレスの導入に先立ち、(1)の試験に基づき、工事監督員に緊張管理計画書を提出するものとする。
- (3) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。
- (4) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

- (5) プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時等の記録を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (6) プレストレッシング終了後、PC鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないようにしなければならない。
- (7) 緊張装置の使用については、PC鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。
- (8) PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めるものとする。

5-8-4-7 防水工

- 1. 受注者は、防水工の施工に用いる材料、品質については、設計図書によるものとする。
- 2. 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が充分密着するよう施工しなければならない。

第5節 RCシェッド工

5-8-5-1 一般事項

本節は、RCシェッド工として既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-8-5-2 既製杭工

既製杭工の施工については、1-3-4-4 既製杭工 の規定によるものとする。

5-8-5-3 場所打杭工

場所打杭工の施工については、1-3-4-5 場所打杭工 の規定によるものとする。

5-8-5-4 深礎工

深礎工の施工については、1-3-4-6 深礎工 の規定によるものとする。

5-8-5-5 躯体工

躯体工の施工については、5-8-3-6 受台工 の規定によるものとする。

5-8-5-6 アンカー工

アンカー工の施工については、設計図書によるものとする。

第6節 シェッド付属物工

5-8-6-1 一般事項

本節はシェッド付属物工として緩衝工、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-8-6-2 緩衝工

緩衝材の持ち上げ方法は、トラッククレーンによる持ち上げを標準とするがこれによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。

5-8-6-3 落橋防止装置工

受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

5-8-6-4 排水装置工

受注者は、排水柵の設置に当たっては、路面（高さ、勾配）及び排水柵水抜き孔と梁上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。

5-8-6-5 銘板工

1. 受注者は、銘板を設計図書に示された位置及び仕様により設置しなければならない。
2. 銘板の材質は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。
3. 受注者は銘板に記載する寸法は建築限界としなければならない。

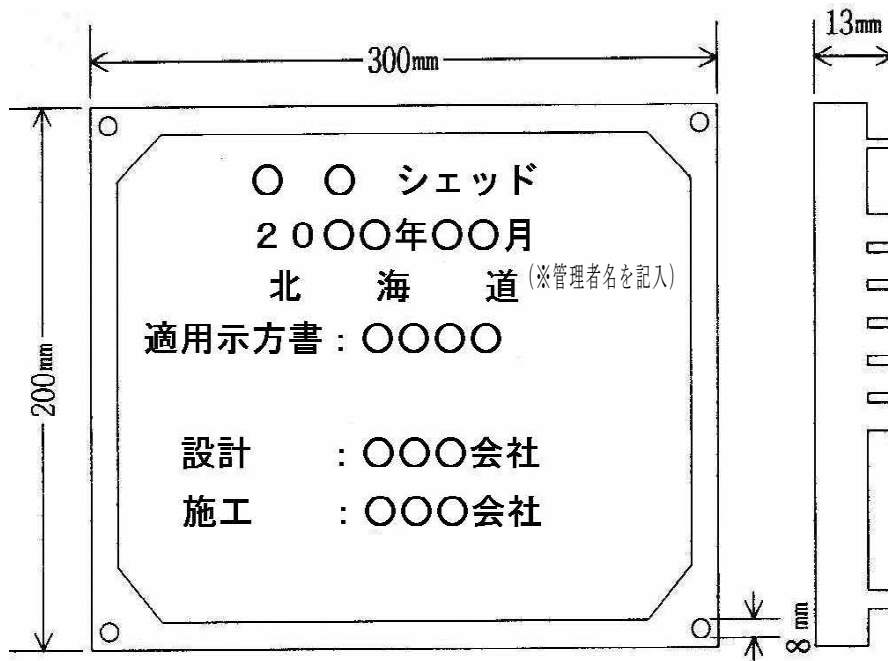


図8-1 履歴板

第9章 鋼製シェッド

第9章 鋼製シェッド

目 次

第1節 適用	
5-9-1-1 適用	646
第2節 適用すべき諸基準	
5-9-2-1 適用すべき諸基準	647
第3節 工場製作工	
5-9-3-1 一般事項	648
5-9-3-2 材 料	648
5-9-3-3 梁（柱）製作工	648
5-9-3-4 屋根製作工	648
5-9-3-5 鋼製排水管製作工	648
5-9-3-6 鑄造工	648
5-9-3-7 工場塗装工	648
第4節 鋼製シェッド下部工	
5-9-4-1 一般事項	649
5-9-4-2 作業土工	649
5-9-4-3 既製杭工	649
5-9-4-4 場所打杭工	649
5-9-4-5 深礎工	649
5-9-4-6 受台工	649
第5節 鋼製シェッド上部工	
5-9-5-1 一般事項	651
5-9-5-2 材 料	651
5-9-5-3 架設工	651
5-9-5-4 現場継手工	651
5-9-5-5 現場塗装工	651
5-9-5-6 屋根コンクリート工	652
5-9-5-7 防水工	652
第6節 シェッド付属物工	
5-9-6-1 一般事項	653
5-9-6-2 材 料	653

5-9-6-3	排水装置工	653
5-9-6-4	落橋防止装置工	653
5-9-6-5	銘板工	653

第9章 鋼製シェッド

第1節 適用

5-9-1-1 適用

1. 本章は、鋼製シェッド工事における工場製作工、鋼製シェッド下部工、鋼製シェッド上部工、シェッド付属物工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編 の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

5-9-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）
- (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）
- (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）
- (4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）
- (5) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）
- (6) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）
- (7) 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）
- (8) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年5月）
- (9) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）
- (10) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）
- (11) 日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）
- (12) 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）
- (13) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）
- (14) 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）
- (15) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）
- (16) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）
- (17) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）
- (18) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年11月）
- (19) 日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）
- (20) 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）
- (21) 建設省 歩道および立体横断施設の構造について（昭和48年5月）
- (22) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）
- (23) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）

第3節 工場製作工

5-9-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、梁（柱）製作工、屋根製作工、鋼製排水管製作工、鋳造工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、製作に着手する前に、施工計画書に原寸、工作、溶接等製作に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。
なお、設計図書に示した場合又は工事監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。
3. 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用に当たって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ又は著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。

5-9-3-2 材 料

材料については、5-4-3-2 材料 の規定によるものとする。

5-9-3-3 梁（柱）製作工

梁（柱）製作工については、1-3-3-14 桁製作工 の規定によるものとする。

5-9-3-4 屋根製作工

屋根製作工については、1-3-3-14 桁製作工 の規定によるものとする。

5-9-3-5 鋼製排水管製作工

鋼製排水管製作工については、5-4-3-7 鋼製排水管製作工 の規定によるものとする。

5-9-3-6 鋳 造 工

鋳造工については、5-4-3-11 鋳造工 の規定によるものとする。

5-9-3-7 工場塗装工

工場塗装工については、1-3-3-15 工場塗装工 の規定によるものとする。

第4節 鋼製シェッド下部工

5-9-4-1 一般事項

本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-9-4-2 作業土工

作業土工の施工については、1-3-3-3 作業土工 の規定によるものとする。

5-9-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、1-3-4-4 既製杭工 の規定によるものとする。

5-9-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、1-3-4-5 場所打杭工 の規定によるものとする。

5-9-4-5 深礎工

深礎工の施工については、1-3-4-6 深礎工 の規定によるものとする。

5-9-4-6 受台工

1. 受注者は、コンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート の規定によるものとする。
2. 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘完了後（割栗石基礎には割栗石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。
3. 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。
5. 受注者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。
6. 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外の施工方法による場合は、工事監督員と協議しなければならない。

7. 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。
8. 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその緊結方法等に十分注意して組立てなければならない。
また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。
9. 受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。
10. 受注者は、止水板の施工については、設計図書によらなければならない。
11. 受注者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。
12. 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。
13. 受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。

第5節 鋼製シェッド上部工

5-9-5-1 一般事項

本節は、鋼製シェッド上部工として架設工、現場継手工、現場塗装工、屋根コンクリート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-9-5-2 材 料

材料については、第1編 第2章 材料、第5章 無筋、鉄筋コンクリート、及び5-4-3-2 材料 の規定によるものとする。

5-9-5-3 架 設 工

1. 受注者は、架設準備として杓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を工事監督員に提出しなければならない。

なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、工事監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、架設に当たって、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、安全を確かめておかなければならない。
3. 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを確かめなければならない。
4. 受注者は、仮設構造物の設計施工に当たっては、5-4-4-2 材料 の規定によるものとする。
5. 受注者は、地組工の施工に当たっては、5-4-4-3 地組工 の規定によるものとする。
6. 受注者は、鋼製シェッドの架設については、5-8-4-3 架設工 の規定によるものとする。

5-9-5-4 現場継手工

受注者は、現場継手の施工に当たっては、5-4-4-10 現場継手工 の規定によるものとする。

5-9-5-5 現場塗装工

受注者は、現場塗装工の施工に当たっては、第4章 第5節 橋梁現場塗装工 の規定によるものとする。

5-9-5-6 屋根コンクリート工

1. 受注者は、溶接金網の施工に当たっては、下記に留意するものとする。
 - (1) コンクリートの締固め時に、金網をたわませたり移動させたりしてはならない。
 - (2) 金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。
 - (3) 金網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。
2. 受注者は、コンクリート・型枠の施工については、第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート の規定によるものとする。
3. 受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。

5-9-5-7 防水工

受注者は、防水工の施工については、設計図書によらなければならない。

第6節 シェッド付属物工

5-9-6-1 一般事項

本節は、シェッド付属物工として、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-9-6-2 材 料

材料については、第1編 第2章 材料、及び 5-4-3-2 材料 の規定によるものとする。

5-9-6-3 排水装置工

受注者は、排水装置の設置に当たっては、水抜き孔と屋根上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。

5-9-6-4 落橋防止装置工

受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

5-9-6-5 銘 板 工

1. 受注者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図9-1によらなければならない。
2. 受注者は、銘板の取付位置については、工事監督員の指示によらなければならない。
3. 受注者は、銘板に記載する年月は、鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。

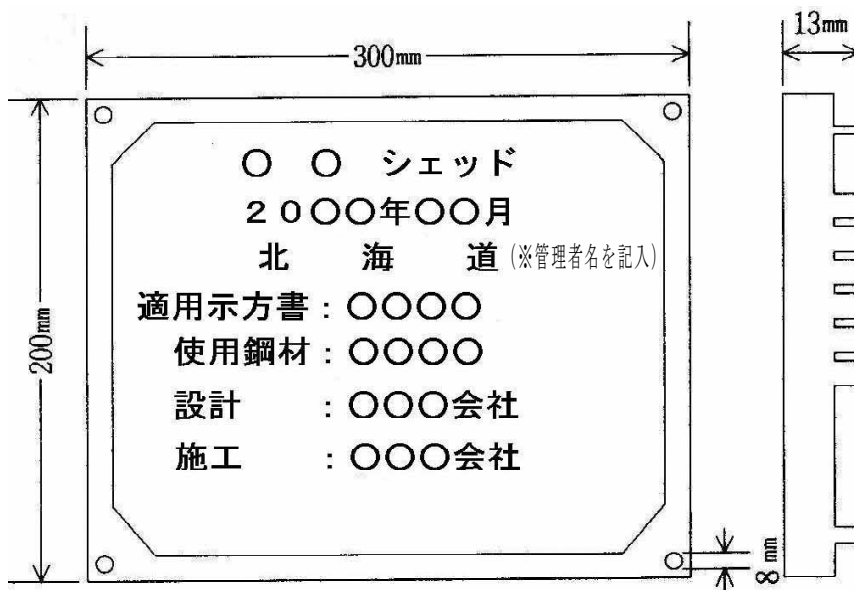


図9-1

第 10 章 共同溝

第10章 共同溝

目 次

第1節 適用	
5-10-1-1 適用	656
第2節 適用すべき諸基準	
5-10-2-1 適用すべき諸基準	656
第3節 工場製作工	
5-10-3-1 一般事項	657
5-10-3-2 設備・金物製作工	657
5-10-3-3 工場塗装工	657
第4節 開削土工	
5-10-4-1 一般事項	658
5-10-4-2 掘削工	658
5-10-4-3 埋戻し工	658
5-10-4-4 作業残土処理工	658
第5節 現場打ち構築工	
5-10-5-1 一般事項	659
5-10-5-2 現場打ち躯体工	659
5-10-5-3 歩床工	659
5-10-5-4 継手工	659
5-10-5-5 カラー継手工	659
5-10-5-6 防水工	659
第6節 プレキャスト構築工	
5-10-6-1 一般事項	660
5-10-6-2 プレキャスト躯体工	660
5-10-6-3 縦締工	660
5-10-6-4 横締工	660
5-10-6-5 可とう継手工	660
5-10-6-6 目地工	660
第7節 付属設備工	
5-10-7-1 一般事項	661
5-10-7-2 設備工	661
5-10-7-3 付属金物工	661

第10章 共同溝

第1節 適用

5-10-1-1 適用

1. 本章は、共同溝工事における工場製作工、開削土工、現場打ち構築工、プレキャスト構築工、付属設備工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編 の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

5-10-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)
- (2) 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領 (案) (平成6年3月)
- (3) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)
- (4) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針 (案) とその解説- (平成29年11月)
- (5) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)

第3節 工場製作工

5-10-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、工場製作工において、特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。

5-10-3-2 設備・金物製作工

設備・金物製作工については、第4章 第3節 工場製作工 の規定によるものとする。

5-10-3-3 工場塗装工

工場塗装工は、1-3-3-15 工場塗装工 の規定によるものとする。

第4節 開削土工

5-10-4-1 一般事項

1. 本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、作業残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱を参考にして布掘を行わなければならない。
なお、埋設物が確認されたときは埋設物を露出させなければならない。
3. 受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。
4. 受注者は、土留杭及び仮設工において、占有物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は工事監督員と協議するものとする。

5-10-4-2 掘削工

1. 受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に定められていない場合は工事監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は工事監督員と協議するものとする。

5-10-4-3 埋戻し工

1. 受注者は、狭隘部で機械による施工が困難な場所の埋戻しには砂又は砂質土を用いて水締めにより締固めなければならない。
2. 受注者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないように締め固めなければならない。

5-10-4-4 作業残土処理工

作業残土処理工については、1-4-3-7 作業残土処理工の規定によるものとする。

第5節 現場打ち構築工

5-10-5-1 一般事項

本節は、現場打ち構築工として現場打ち躯体工、歩床工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-10-5-2 現場打ち躯体工

1. 受注者は、均しコンクリートの施工に当たって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に明記しなければならない。

また、これを変更する場合には、施工方法を工事監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、足場の施工に当たって、足場の沈下、滑動を防止するとともに継手の緊結方法に注意して組立てなければならない。

5-10-5-3 歩床工

1. 受注者は、歩床部分に水が滞留しないように仕上げなければならない。
2. 受注者は、歩床部の施工に伴い設置する排水溝を滑らかになるように仕上げなければならない。

5-10-5-4 継手工

受注者は、設計図書に示す止水板及び目地材で継手を施工し、水密性を保つようしなければならない。

5-10-5-5 カラー継手工

受注者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。

5-10-5-6 防水工

1. 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。
2. 受注者は、防水保護工の施工に当たり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。

第6節 プレキャスト構築工

5-10-6-1 一般事項

本節は、プレキャスト構築工としてプレキャスト躯体工、縦締工、横締工、可とう継手工、目地工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-10-6-2 プレキャスト躯体工

プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)によるものとする。

5-10-6-3 縦締工

縦締工の施工については、5-5-4-3 ポストテンションT(I)桁製作工の規定によるものとする。

5-10-6-4 横締工

現場で行う横締工の施工については、5-5-4-3 ポストテンションT(I)桁製作工の規定によるものとする。

5-10-6-5 可とう継手工

受注者は、可とう継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。

5-10-6-6 目地工

受注者は、目地の施工に当たって、付着、水密性を保つように施工しなければならない。

第7節 付属設備工

5-10-7-1 一般事項

本節は、付属設備工として設備工、付属金物工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-10-7-2 設備工

受注者は、設備工を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。

5-10-7-3 付属金物工

付属金物工については、第4章 第3節 工場製作工 の規定によるものとする。

第 11 章 電線共同溝

第11章 電線共同溝

目 次

第1節 適 用	
5-11-1-1 適 用	664
第2節 適用すべき諸基準	
5-11-2-1 適用すべき諸基準	664
第3節 電線共同溝工	
5-11-3-1 一般事項	665
5-11-3-2 管 路 工	665
5-11-3-3 プレキャストボックス工	665
5-11-3-4 現場打ちボックス工	666
第4節 附帯設備工	
5-11-4-1 一般事項	667
5-11-4-2 ハンドホール工	667
5-11-4-3 土留壁工	667

第11章 電線共同溝

第1節 適用

5-11-1-1 適用

1. 本章は、道路工事における電線共同溝工、附帯設備工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編 の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

5-11-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)
- (2) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)
- (3) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)

第3節 電線共同溝工

5-11-3-1 一般事項

1. 本節は、電線共同溝工として管路工、プレキャストボックス工、現場打ちボックス工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、工事監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、電線共同溝の施工に当たっては、占用企業者の分岐洞道等に十分配慮し施工しなければならない。

5-11-3-2 管路工

1. 受注者は、管路工に使用する材料について、工事監督員の承諾を得るものとする。
また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。
なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、テストハンマを用いて行うものをいう。
2. 受注者は、単管を用いる場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。
3. 受注者は、多孔管を用いる場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないように、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。
4. 受注者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部は電線引込み時に電線を傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。
5. 受注者は、管路工の施工に当たり、埋設管路においては防護コンクリート打設後又は埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管又は孔について確認しなければならない。
なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドレル又はテストケーブル、電力管については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。

5-11-3-3 プレキャストボックス工

1. 受注者は、プレキャストボックスの施工に当たっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、プレキャストボックスの施工に当たっては、隣接する各ブロックに目違いによる段差、蛇行が生じないように敷設しなければならない。
3. 受注者は、蓋の設置については、ボックス本体及び歩道面と段差が生じないように施工しなければならない。

5-11-3-4 現場打ちボックス工

現場打ちボックス工の施工については、5-10-5-2 現場打ち躯体工 の規定によるものとする。

第4節 附帯設備工

5-11-4-1 一般事項

本節は、附帯設備工としてハンドホール工、土留壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-11-4-2 ハンドホール工

1. 受注者は、ハンドホールの施工に当たっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1：3の容積配合のモルタルを用いて施工しなければならない。

5-11-4-3 土留壁工

受注者は、土留壁の施工に当たっては、保護管（多孔管）の高さ及び位置に留意して施工しなければならない。

第 12 章 道路維持

第12章 道路維持

目 次

第1節 適用	
5-12-1-1 適用	671
第2節 適用すべき諸基準	
5-12-2-1 適用すべき諸基準	671
第3節 巡視・巡回工	
5-12-3-1 一般事項	672
5-12-3-2 道路巡回工	672
第4節 舗装補修工	
5-12-4-1 一般事項	673
5-12-4-2 材 料	673
5-12-4-3 コンクリート舗装補修工	673
5-12-4-4 アスファルト舗装補修工	674
5-12-4-5 グルーピング工	675
第5節 道路附属物復旧工	
5-12-5-1 一般事項	676
5-12-5-2 材 料	676
5-12-5-3 附属物復旧工	676
第6節 構造物補修工	
5-12-6-1 一般事項	677
5-12-6-2 材 料	677
5-12-6-3 クラック補修工	677
5-12-6-4 目地補修工	677
5-12-6-5 漏水補修工	677
5-12-6-6 欠損部補修工	677
5-12-6-7 部材補修工	678
5-12-6-8 部材塗装工	678
第7節 道路清掃工	
5-12-7-1 一般事項	679
5-12-7-2 材 料	679
5-12-7-3 路面清掃工	679

5-12-7-4	路肩整正工	679
5-12-7-5	排水施設清掃工	679
5-12-7-6	橋梁清掃工	680
5-12-7-7	道路付属物清掃工	680
5-12-7-8	構造物清掃工	680
5-12-7-9	雑作業工	680
第8節 植栽維持工		
5-12-8-1	一般事項	681
5-12-8-2	材 料	681
5-12-8-3	樹木・芝生管理工	681
第9節 除草工		
5-12-9-1	一般事項	684
5-12-9-2	道路除草工	684
第10節 冬期対策施設工		
5-12-10-1	一般事項	684
5-12-10-2	冬期安全施設工	684
第11節 応急処理工		
5-12-11-1	一般事項	685
5-12-11-2	応急処理事業工	685
第12節 撤去物処理工		
5-12-12-1	一般事項	685
5-12-12-2	殻等運搬処理工	685
第13節 災害応急処理		
5-12-13-1	災害対策	686

第12章 道路維持

第1節 適用

5-12-1-1 適用

1. 本章は、道路工事における巡視・巡回工、舗装補修工、道路付属物復旧工、構造物補修工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、撤去物処理工、災害応急処理その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編 及び 本編 第1章～11章の規定によるものとする。
3. 受注者は、道路維持の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
4. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、応急措置を行い、その措置内容を直ちに工事監督員に報告し、工事監督員の指示によらなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

5-12-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- | | | |
|-----------------|------------------------------|------------|
| (1) 日本道路協会 | 道路維持修繕要綱 | (昭和53年7月) |
| (2) 日本道路協会 | 舗装再生便覧 | (平成22年11月) |
| (3) 日本道路協会 | 舗装調査・試験法便覧 | (平成31年3月) |
| (4) 日本道路協会 | 道路橋補修便覧 | (昭和54年2月) |
| (5) 日本道路協会 | 道路トンネル維持管理便覧(本體工編) | (令和2年8月) |
| (6) 日本道路協会 | 道路緑化技術基準・同解説 | (平成28年3月) |
| (7) 日本道路協会 | 舗装施工便覧 | (平成18年2月) |
| (8) 日本道路協会 | 舗装の構造に関する技術基準・同解説 | (平成13年9月) |
| (9) 日本道路協会 | 舗装設計施工指針 | (平成18年2月) |
| (10) 日本道路協会 | 舗装設計便覧 | (平成18年2月) |
| (11) 日本道路協会 | 道路トンネル維持管理便覧(付屬施設編) | (令和2年8月) |
| (12) 国土技術研究センター | 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン | (平成16年5月) |
| (13) 日本みち研究所 | 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説- | (平成29年11月) |
| (14) 日本みち研究所 | 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン | (平成29年11月) |

第3節 巡視・巡回工

5-12-3-1 一般事項

本節は、巡視・巡回工として道路巡回工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-12-3-2 道路巡回工

1. 通常巡回は、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として下記事項について情報収集を行うものとする。
 - (1) 道路および道路の付属物の状況
 - (ア) 路面、路肩、路側、法面及び斜面
 - (イ) 排水施設
 - (ウ) 構造物
 - (エ) 交通安全施設
 - (オ) 街路樹
 - (カ) 地点標及び境界杭
 - (2) 交通の状況、特に道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況、及び交通処理状況
 - (3) 道路隣接地における工事等が道路におよぼしている影響、及び樹木等の道路構造への支障状況
 - (4) 道路の占用の状況等
 - (5) 降積雪状況及び雪崩危険箇所等の状況
2. 通常巡回の実施時期は、設計図書又は工事監督員の指示によるものとする。
3. 受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合又は異常が生ずるおそれがある場合は、直ちに工事監督員へ報告し、その処置について指示を受けなければならない。
4. 受注者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を工事監督員に提出しなければならない。
5. 緊急巡回は、工事監督員の指示する実施時期及び箇所について、工事監督員の指示する内容の情報収集及び連絡を行うものとする。
6. 通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した技術者等でなければならない。

第4節 舗装補修工

5-12-4-1 一般事項

1. 本節は、舗装補修工としてコンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、舗装補修工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
3. 舗装補修工の施工による発生材の処理は、5-12-12-2 殻等運搬処理工の規定によるものとする。

5-12-4-2 材 料

1. アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。
なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によるものとする。
2. 目地補修に使用するクラック防止シートは、設計図書によるものとする。

5-12-4-3 コンクリート舗装補修工

1. アスファルト注入における注入孔の孔径は、50mm程度とする。
2. 受注者は、アスファルト注入における注入孔の配列を、等間隔・千鳥状としなければならない。
なお、配置については設計図書によるものとする。
3. 受注者は、アスファルト注入における削孔終了後、孔の中のコンクリート屑、浮遊土砂、水分等を取り除き、注入がスムーズに行われるようジェッチングしなければならない。
また、アスファルト注入までの期間、孔の中への土砂、水分等の浸入を防止しなければならない。
4. 受注者は、アスファルト注入に使用するブローンアスファルトの加熱温度については、ケトル内で210℃以上、注入時温度は190℃～210℃としなければならない。
5. 受注者は、アスファルト注入の施工に当たっては、注入作業近辺の注入孔で注入材料が噴出しないよう木栓等にて注入孔を止めるものとし、注入材が固まった後、木栓等を取り外し、セメントモルタル又はアスファルトモルタル等を充填しなければならない。
6. 受注者は、アスファルト注入時の注入圧力については、0.2～0.4MPaとしなければならない。
7. 受注者は、アスファルト注入後の一般交通の解放時期については、注入孔のモルタル充填完了から30分～1時間程度経過後としなければならない。
8. アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、工事監督員の立会の上行うものとする。
なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。

9. 受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所1舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を工事監督員に提出しなければならない。
 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。
10. 受注者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。
 なお、目地板の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地板のみで施工している目地は目地板の上部3cm程度削り取り、目地材を注入しなければならない。
11. 受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひび割れ部の補修を行う場合には、注入できるひび割れは全て注入し、注入不能のひび割れは、施工前に工事監督員と工法を協議しなければならない。
12. 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りをを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃の上施工しなければならない。
 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/m²程度を塗布の上張付なければならない。
13. 受注者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。
14. 受注者は、目地補修において目地及びひび割れ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。

5-12-4-4 アスファルト舗装補修工

1. 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し工事監督員の承諾を得なければならない。
 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。
2. 受注者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。
3. わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。
4. 受注者は、わだち掘れ補修の施工に当たり施工面に異常を発見したときは、その処置方法について施工前に工事監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第2項、第3項、第4項により施工面を整備した後、第1編第3章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。
6. 受注者は、わだち掘れ補修の施工に当たり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合はぬき及びこまい等木製型枠を使用しなければならない。

7. 受注者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。
なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。
8. 受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、工事監督員と協議することとする。
なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。
9. 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を工事監督員に報告しなければならない。
10. 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形又は長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これによりがたい場合は、施工前に工事監督員と協議しなければならない。
11. 受注者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。
12. 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。
13. 受注者は、クラック抑制シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。
14. 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、又は設置位置が明示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。

5-12-4-5 グルーピング工

1. 受注者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピングの計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。また、溝厚・溝幅に変更のある場合は、工事監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、グルーピングの施工に先立って、施工面の有害物を除去しなければならない。
3. グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。
4. 受注者は、グルーピングの施工に当たり、施工面に異常を発見したときは、施工前に工事監督員と協議しなければならない。

5. 受注者は、グルーピングの設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、又は設置位置が明示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。

第5節 道路付属物復旧工

5-12-5-1 一般事項

1. 本節は、道路付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、道路付属物復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
3. 道路付属物復旧工の施工による発生材の処理は、5-12-12-2 殻等運搬処理工の規定によるものとする。

5-12-5-2 材 料

受注者は、道路付属物復旧工に使用する材料について、設計図書又は工事監督員の指示と同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。

5-12-5-3 付属物復旧工

1. 受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を工事監督員に報告しなければならない。
2. ガードレール復旧、ガードケーブル復旧、ガードパイプ復旧の施工については、1-3-3-11 路側防護柵工の規定によるものとする。
3. 転落（横断）防止柵復旧の施工については、1-3-3-10 防止柵工の規定によるものとする。
4. 小型標識復旧の施工については、1-3-3-9 小型標識工の規定によるものとする。
5. 受注者は、標示板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。
6. 視線誘導標復旧、距離標復旧の施工については、1-3-3-13 道路付属物工の規定によるものとする。

第6節 構造物補修工

5-12-6-1 一般事項

1. 本節は、構造物補修工としてクラック補修工、目地補修工、漏水補修工、欠損部補修工、部材補修工、部材塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、構造物補修工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
3. 構造物補修工の施工による発生材の処理は、5-12-12-2 殻等運搬処理工の規定によるものとする。

5-12-6-2 材 料

漏水補修工に使用する材料については、設計図書によるものとする。

5-12-6-3 クラック補修工

1. 受注者は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行なった後、クラック補修の施工に着手しなければならない。
2. 受注者は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填しなければならない。
3. 受注者は、使用材料及び施工方法については、設計図書及び工事監督員の指示によらなければならない。

5-12-6-4 目地補修工

受注者は、目地補修の施工については、施工前に石、ごみ等を取り除かなければならない。

5-12-6-5 漏水補修工

1. 受注者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるものとするが、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がある場合は、施工前に工事監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、線導水の施工については、ハツリ後、浮きコンクリートを除去しなければならない。
3. 受注者は、漏水補修工の施工については、導水材を設置する前に導水部を清掃しなければならない。

5-12-6-6 欠損部補修工

1. 受注者は、欠損部補修の施工前に、欠損箇所の調査を行うために洗浄等を行い、欠損箇所の状況が確認できるよう処理しなければならない。
2. 受注者は、欠損箇所の調査を行い、工事監督員に調査結果を報告しなければならない。
3. 受注者は、補修材及び施工方法について、設計図書及び工事監督員の指示によらなければならない。

4. 受注者は、サンドブラスト等を用いてコンクリート面の劣化部を除去し、粗骨材面を露出させた後、施工しなければならない。

5-12-6-7 部材補修工

部材補修工については、第14章 第5節 道路構造物修繕工、第6節 橋梁修繕工、第8節 トンネル修繕工 のうち該当する項目の規定、または設計図書によるものとする。

5-12-6-8 部材塗装工

部材塗装工については、第14章 第7節 現場塗装工 のうち該当する項目の規定、または設計図書によるものとする。

第7節 道路清掃工

5-12-7-1 一般事項

1. 本節は、道路清掃工として路面清掃工、路肩整正工、排水施設清掃工、橋梁清掃工、道路付属物清掃工、構造物清掃工、雑作業工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、道路清掃工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に工事監督員の指示を受けなければならない。
3. 道路清掃工の施工による発生材の処理は、5-12-12-2 殻等運搬処理工の規定によるものとする。

5-12-7-2 材 料

構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、設計図書によらなければならない。

5-12-7-3 路面清掃工

1. 受注者は、路面清掃工の施工については、時期、箇所について設計図書によるほか工事監督員から指示を受けるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、路面清掃の施工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵あい等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を行わなければならない。ただし、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は散水を行ってはならない。また、掃き残しがあった場合は、その処理を行わなければならない。
3. 受注者は、路面清掃に当たっては、塵あいが柵及び側溝等に入り込まないように収集しなければならない。
4. 受注者は、横断歩道橋の路面・階段上の塵、高欄手摺りの汚れ及び貼紙、落書き等の清掃に当たっては、歩道橋を傷つけないように施工しなければならない。

5-12-7-4 路肩整正工

受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、又は土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。

5-12-7-5 排水施設清掃工

1. 受注者は、排水施設清掃工の施工については、時期、箇所について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。

2. 受注者は、排水施設清掃工の清掃により発生した土砂及び泥土等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。
3. 受注者は、排水施設清掃工の施工のために蓋等を取り外ずした場合は、作業終了後速やかに蓋をがたつきのないよう完全に据え付けなければならない。

5-12-7-6 橋梁清掃工

1. 受注者は、橋梁清掃工の施工については、時期、箇所について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、橋梁清掃工の施工により発生した土砂等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。

5-12-7-7 道路付属物清掃工

1. 受注者は、道路付属物清掃工の施工については、時期、箇所について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、道路付属物清掃工の施工については、洗剤等の付着物を残さないようにしなければならない。
3. 受注者は、標識の表示板、照明器具の灯具のガラスおよび反射体、視線誘導標の反射体の清掃については、材質を痛めないように丁寧に布等で拭きとらなければならない。
なお、標識の表示板の清掃については、洗剤を用いず水洗により行わなければならない。
4. 受注者は、標識、照明器具の清掃については、高圧線などにふれることのないように十分注意して行わなければならない。

5-12-7-8 構造物清掃工

1. 受注者は、構造物清掃工の施工については、時期、箇所、方法等について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させないように行なわなければならない。
3. 受注者は、構造物清掃工の施工については、清掃による排水等が車道及び歩道に流出しないよう側溝や暗渠の排水状況を点検の上良好な状態に保たなければならない。

5-12-7-9 雑作業工

1. 塵芥処理とは、車道、歩道、横断歩道橋、地下道等以外の道路用地の塵芥（紙屑、煙草の吸い殻、空カン等）の清掃作業を行うことを言う。
2. 受注者は、塵芥処理の施工については、時期、箇所について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。

第8節 植栽維持工

5-12-8-1 一般事項

1. 本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、植栽維持工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に工事監督員の指示を受けなければならない。
3. 受注者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。
また、植樹、掘取りに当たっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。
4. 植栽維持工の施工による発生材の処理は、5-12-12-2 殻等運搬処理工の規定によるものとする。

5-12-8-2 材 料

1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に工事監督員に品質証明書等の確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。
2. 客土及び間詰土は、育成に適した土壌とし、有害な粘土、がれき、ごみ、雑草、がれき、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。
3. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植又は根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害の無い栽培品とする。
4. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。
なお、ヤシ類等の特種樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高とする。枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であつて、一部の突出した枝は含まないものとする。幹周は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上の位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。
また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あつた場合、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。

5-12-8-3 樹木・芝生管理工

1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。

2. 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性および施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。
3. 受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に工事監督員の指示を受けなければならない。
4. 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工に当たり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。
5. 受注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けに当たり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。
6. 受注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植え又は養生をし、速やかに植えなければならない。
7. 受注者は、補植、移植の施工に当たり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。
8. 受注者は、樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。
また、現場に応じて見栄えがよく、樹木の表裏をよく見極めた上で植穴の中心に植付けなければならない。
9. 受注者は、移植先の土壤に問題があった場合は工事監督員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。
10. 受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに工事監督員に報告し指示を受けなければならない。
11. 受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに工事監督員に報告し指示を受けなければならない。なお、修復のために必要となる費用については、受注者の負担とする。
12. 受注者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等をつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
13. 受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽するものとする。
14. 受注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
15. 受注者は、幹巻きする場合は、こも又はわらを使用する場合、わら縄又はシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。

16. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。
17. 受注者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。
18. 受注者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工に当たり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は工事監督員と協議しなければならない。
19. 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。
20. 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。
なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。
また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について工事監督員の指示を受けなければならない。
21. 受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に工事監督員の指示を受けなければならない。
22. 受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらの無いように散布しなければならない。
23. 受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。

第9節 除草工

5-12-9-1 一般事項

1. 本節は、除草工として道路除草工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、除草工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に工事監督員の指示を受けなければならない。
3. 除草工の施工による発生材の処理は、5-12-12-2 殻等運搬処理工の規定によるものとする。

5-12-9-2 道路除草工

1. 受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、道路除草工の施工に当たり、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。

第10節 冬期対策施設工

5-12-10-1 一般事項

1. 本節は、冬期対策施設工として冬期安全施設工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、冬期対策施設工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
3. 冬期対策施設工の施工による発生材の処理は、5-12-12-2 殻等運搬処理工の規定によるものとする。

5-12-10-2 冬期安全施設工

1. 受注者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない
2. 受注者は、スノーポールを設置については、立て込み角度および方向が交通に支障なく、十分な誘導効果が得られるようにしなければならない。
3. 受注者は、看板の設置については、設置位置及び方向が交通に支障なく、十分に確認できるようにしなければならない。
4. 防雪柵の施工については、5-1-8-5 防雪柵工の規定によるものとする。

第11節 応急処理工

5-12-11-1 一般事項

1. 本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、応急処理工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
3. 応急処理工の施工による発生材の処理は、5-12-12-2 殻等運搬処理工の規定によるものとする。

5-12-11-2 応急処理作業工

応急処理作業工の時期、箇所、作業内容は、設計図書及び工事監督員の指示によるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。

第12節 撤去物処理工

5-12-12-1 一般事項

本節は、撤去物処理工として殻等運搬処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-12-12-2 殻等運搬処理工

1. 受注者は、殻、発生材等の処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないようにしなければならない。
2. 受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、工事監督員の指示を受けなければならない。

第13節 災害応急処理

5-12-13-1 災害対策

1. 受注者は、施工計画書に災害発生時の対策に関する事項を記載し提出しなければならない。また、災害が発生した場合の処置については、工事監督員の指示によらなければならない。
2. 受注者は、応急処理作業を行うに当たっては箇所毎に着工前、完成後、作業日時・場所等を記載し、写真撮影を行わなければならない。
3. 受注者は、土砂等の撤去を行うに当たっては、路面及び構造物に損傷を与えないよう現場の状況に応じた施工をしなければならない。

第 13 章 道路修繕

第13章 道路修繕

目 次

第1節 適用	
5-13-1-1 適用	690
第2節 適用すべき諸基準	
5-13-2-1 適用すべき諸基準	690
第3節 工場製作工	
5-13-3-1 一般事項	691
5-13-3-2 材 料	691
5-13-3-3 床版補強材製作工	691
5-13-3-4 桁補強材製作工	691
5-13-3-5 R C橋脚巻立て鋼板製作工	691
第4節 舗装修繕工	
5-13-4-1 一般事項	693
5-13-4-2 材 料	693
5-13-4-3 路面切削工	693
5-13-4-4 舗装打換え工	693
5-13-4-5 オーバーレイ工	694
5-13-4-6 路上再生路盤工	694
5-13-4-7 路上表層再生工	696
5-13-4-8 歩道舗装修繕工	697
5-13-4-9 プレキャストR C舗装版工	697
第5節 道路構造物修繕工	
5-13-5-1 一般事項	699
5-13-5-2 排水構造物修繕工	699
5-13-5-3 防護柵修繕工	699
5-13-5-4 標識修繕工	699
5-13-5-5 道路付属施設修繕工	700
5-13-5-6 作業土工	700
5-13-5-7 一般構造物修繕工	700
5-13-5-8 石・ブロック積（張）修繕工	700
5-13-5-9 法面修繕工	701

第6節 橋梁修繕工

5-13-6-1	一般事項	702
5-13-6-2	材 料	702
5-13-6-3	床版補強（鋼板接着）工	702
5-13-6-4	床版補強（増桁架設）工	702
5-13-6-5	床版増厚補強工	703
5-13-6-6	床版取替工	703
5-13-6-7	鋼桁補強工	704
5-13-6-8	伸縮継手修繕工	704
5-13-6-9	支承修繕工	704
5-13-6-10	検査路修繕工	704
5-13-6-11	沓座拡幅工	704
5-13-6-12	落橋防止装置修繕工	705
5-13-6-13	排水施設修繕工	705
5-13-6-14	橋梁地覆・高欄修繕工	705
5-13-6-15	横断歩道橋修繕工	705
5-13-6-16	R C 橋脚鋼板巻立て工（エポキシ系樹脂）	706
5-13-6-17	R C 橋脚鋼板巻立て工（無収縮モルタル）	706

第7節 現場塗装工

5-13-7-1	一般事項	709
5-13-7-2	材 料	709
5-13-7-3	橋梁現場塗装工	709
5-13-7-4	付属物塗装工	710
5-13-7-5	コンクリート面塗装工	710
5-13-7-6	張紙防止塗装工	710

第8節 トンネル修繕工

5-13-8-1	一般事項	711
5-13-8-2	材 料	711
5-13-8-3	内装板修繕工	711
5-13-8-4	裏込注入工	711
5-13-8-5	漏水対策工	712

第13章 道路修繕

第1節 適用

5-13-1-1 適用

1. 本章は、道路工事における工場製作工、舗裝修繕工、道路構造物修繕工、橋梁修繕工、現場塗装工、トンネル修繕工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 受注者は、道路修繕の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
3. 受注者は、工事期間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに工事監督員にその処置について報告しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

5-13-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- | | | |
|--------------|------------------------------|------------|
| (1) 日本道路協会 | 道路維持修繕要綱 | (昭和53年7月) |
| (2) 日本道路協会 | 鋼道路橋防食便覧 | (平成26年5月) |
| (3) 日本道路協会 | 舗装調査・試験法便覧 | (平成31年3月) |
| (4) 日本道路協会 | 舗装再生便覧 | (平成22年11月) |
| (5) 日本道路協会 | 道路橋補修便覧 | (昭和54年2月) |
| (6) 日本道路協会 | 舗装施工便覧 | (平成18年2月) |
| (7) 日本道路協会 | 舗装の構造に関する技術基準・同解説 | (平成13年9月) |
| (8) 日本道路協会 | 舗装設計施工指針 | (平成18年2月) |
| (9) 日本道路協会 | 舗装設計便覧 | (平成18年2月) |
| (10) 日本みち研究所 | 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説- | (平成29年11月) |
| (11) 日本みち研究所 | 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン | (平成29年11月) |

第3節 工場製作工

5-13-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として床版補強材製作工、桁補強材製作工、RC橋脚巻立て鋼板製作工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、製作に着手する前に、施工計画書に原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。
 なお、設計図書に示した場合又は工事監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略できるものとする。
3. 受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用に当たって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ又は著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。

5-13-3-2 材 料

材料については、5-4-3-2 材料 の規定によるものとする。

5-13-3-3 床版補強材製作工

床版補強材製作工の施工については、1-3-3-14 桁製作工 の規定によるものとする。

5-13-3-4 桁補強材製作工

桁補強材製作工の施工については、1-3-3-14 桁製作工 の規定によるものとする。

5-13-3-5 RC橋脚巻立て鋼板製作工

1. RC橋脚巻立て鋼板製作工の施工については、1-3-3-14 桁製作工 の規定によるものとする。
2. 鋼板製作
 - (1) 受注者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、工事監督員の承諾を受けなければならない。
 - (2) 鋼板の加工は、工場で行うものとする。
 なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。
 - (3) 工場塗装工の施工については、1-3-3-15 工場塗装工 の規定によるものとする。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によるものとする。
 - (4) 受注者は、鋼板固定用等の孔あけは、正確な位置に直角に行わなければならない。
 - (5) 受注者は、先付けの鋼板には裏あて材を点溶接し、吊り金具を取り付けなければならない。

3. 型鋼製作

- (1) 受注者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し工事監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 型鋼の加工は、工場で行うものとする。
なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。
- (3) 工場塗装工の施工については、1-3-3-15 工場塗装工 の規定によるものとする。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によるものとする。

第4節 舗装修繕工

5-13-4-1 一般事項

本節は、舗装修繕工として、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、路上再生路盤工、路上表層再生工、歩道舗装修繕工、プレキャストRC舗装版工その他これらに類する工種について適用するものとする。

5-13-4-2 材 料

- 路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤（MN-1）とし、表14-1の規格に適合するものとする。

表14-1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格

種類及び記号		ノニオン乳剤・MN-1
エングラード度 (25℃)		2~30
ふるい残留分 (1.18mm) %		0.3以下
セメント混合性 %		1.0以下
蒸発残留分 %		57以上
蒸発残留物	針入度 (25℃)	60を超え300以下
	トルエン可溶分 %	97以上
貯留安定度 (24時間) %		1以下

[注] 試験方法は舗装調査・試験法便覧（付013）によるものとする。

- 路上表層再生工に使用する新規アスファルト混合物の規定は、1-3-6-2 アスファルト舗装の材料のうち該当する項目によるものとする。

5-13-4-3 路面切削工

受注者は、路面切削前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。

縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は、20m間隔とする。

5-13-4-4 舗装打換え工

- 既設舗装の撤去

(1) 受注者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。

なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。

- (2) 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、その処置方法について直ちに工事監督員と協議しなければならない。

2. 舗 設

受注者は、既設舗装撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。

- (1) シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。

なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。

- (2) 舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。

- (3) 交通解放時の舗装表面の温度は、工事監督員の指示による場合を除き50℃以下としなければならない。

5-13-4-5 オーバーレイ工

1. 施工面の整備

- (1) 受注者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し工事監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。

- (2) 受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。

- (3) 既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。

- (4) 受注者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法について直ちに工事監督員と協議しなければならない。

2. 舗 設

受注者は、施工面を整備した後、第1編 第3章 第6節 一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。ただし交通開放時の舗装表面温度は、工事監督員の指示による場合を除き50℃以下としなければならない。

5-13-4-6 路上再生路盤工

1. 施工面の整備

- (1) 受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。

- (2) 既設アスファルト混合物の切削除去又は予備破碎などの処置は設計図書によるものとする。

なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。

- (3) 受注者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法について速やかに工事監督員と協議しなければならない。

2. 添加材料の使用量

- (1) セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によるものとする。
なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。
- (2) 受注者は、施工に先立って、舗装調査・試験法便覧 5-3 E031 及び 5-3 E032 に示す試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。
- (3) セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計図書に示す場合を除き表14-2に示す値とするものとする。

表14-2 一軸圧縮試験基準値（養生日数7日）

特 性 値	路上再生セメント 安定処理材料	路上セメント・アスファルト 乳剤安定処理材料
一軸圧縮強さ MPa	2.5	1.5～2.9
一次変位量 1/100cm	—	5～30
残留強度率 %	—	65以上

3. 最大乾燥密度

受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、舗装調査・試験法便覧の G021 砂置換法による路床の密度の測定方法 により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、工事監督員の承諾を得なければならない。

4. 気象条件

気象条件は、1-3-6-5 アスファルト舗装工 の規定によるものとする。

5. 材料の準備及び破碎混合

- (1) 受注者は、路面の上にセメントや補足材を敷均し、路上破碎混合によって既設アスファルト混合物及び既設粒状路盤材等を破碎すると同時に均一に混合しなければならない。
また、路上再生安定処理材料を最適含水比付近に調整するため、破碎混合の際に必要な応じ水を加えなければならない。
- (2) 路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理の場合は、路上破碎混合作業時にアスファルト乳剤を添加しながら均一に混合しなければならない。
- (3) 受注者は、施工中に異常を発見した場合には、その処置方法について速やかに工事監督員と協議しなければならない。

6. 整形及び締固め

- (1) 受注者は、破碎混合した路上再生路盤材を整形した後、締固めなければならない。
- (2) 受注者は、路上再生路盤の厚さが20cmを越える場合の締固めは、振動ローラにより施工しなければならない。

7. 養生

養生については、1-3-6-5 アスファルト舗装工の規定により施工するものとする。

5-13-4-7 路上表層再生工

1. 施工面の整備

(1) 受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。

(2) 受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。

(3) 既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。

なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。

(4) 受注者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法について速やかに工事監督員と協議しなければならない。

2. 室内配合

(1) 受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が1-3-6-2 アスファルト舗装の材料、表3-20 マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に工事監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。

(2) 受注者は、リペーブ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を1-3-6-1 一般事項により行わなければならない。

また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。

3. 現場配合

受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、1-3-6-2 アスファルト舗装の材料、表3-20 マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。

もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行い、工事監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、1-3-6-2 アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。

4. 基準密度

受注者は、路上表層再生工法技術指針（案）7-3-2 品質管理 に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。

5. 気象条件

気象条件は、1-3-6-5 アスファルト舗装工 の規定によるものとする。

6. 路上再生

(1) 受注者は、再生用路面ヒータにより再生表層混合物の初転圧温度が110℃以上となるように路面を加熱し、路上表層再生機により既設表層混合物を設計図書に示された深さでかきほぐさなければならない。ただし、既設アスファルトの品質に影響を及ぼすような加熱を行ってはならない。

(2) 受注者は、リミックス方式の場合は、新設アスファルト混合物などとかきほぐした既設表層混合物とを均一に混合し、敷均さなければならない。リペーブ方式の場合は、かきほぐした既設表層混合物を敷均した直後に、新設アスファルト混合物を設計図書に示された厚さとなるように敷均さなければならない。

7. 締固め

受注者は、敷均した再生表層混合物を、初転圧温度 110℃以上で、締固めなければならない。

8. 交通解放温度

受注者は、工事監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通解放を行わなければならない。

5-13-4-8 歩道舗裝修繕工

1. 受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、施工面の有害物を除去しなければならない。
2. 受注者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。
3. 薄層カラー舗装工の施工については、1-3-6-5 アスファルト舗装工 の規定によるものとする。

5-13-4-9 プレキャストRC舗装版工

1. 受注者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層 より下層に不良部分が発見された場合には、その処置方法について速やかに工事監督員と協議しなければならない。
3. プレキャストRC舗装版の据付けに当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。

また、ワイヤー等で損傷する恐れのある部分は保護しなければならない。

第5編 道路編 第13章 道路修繕

4. プレキャストRC舗装版の形状寸法の許容差については、設計図書によるものとする。
5. 受注者は、設計図書に示された滑り抵抗値が確保できるようにプレキャストRC舗装版の表面処理を行わなければならない。
6. プレキャストRC舗装版の据付後の段差許容値については、設計図書によるものとする。

第5節 道路構造物修繕工

5-13-5-1 一般事項

1. 本節は、道路構造物修繕工として、排水構造物修繕工、防護柵修繕工、標識修繕工、道路付属施設修繕工、作業土工、一般構造物修繕工、石・ブロック積（張）修繕工、法面修繕工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 受注者は、構造物の撤去については必要最低限で行い、かつ撤去しない部分に損傷を与えないように行わなければならない。

5-13-5-2 排水構造物修繕工

1. 排水構造物修繕工のうち、L型側溝、管（函）渠型側溝、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、側溝蓋、管（函）渠の施工については、5-1-7-2 側溝工 の規定によるものとする。
2. 排水構造物修繕工のうち、管（函）渠型側溝の施工については、5-1-6-10 横断管渠工 の規定によるものとする。
3. 排水構造物修繕工のうち、集水枿、人孔、蓋の施工については、5-1-7-5 枿・マンホール工 の規定によるものとする。
4. 排水構造物修繕工のうち、地下排水の施工については、5-1-7-3 地下排水工 の規定によるものとする。
5. 排水構造物修繕工のうち、現場打水路、側溝蓋、柵渠の施工については、5-1-7-7 現場打水路工 の規定によるものとする。
6. 排水構造物修繕工のうち、街渠枿、マンホール、蓋の施工については、5-2-6-2 枿・マンホール工 の規定によるものとする。
7. 受注者は、既設側溝の改造のため壁等のはりつけを行う場合には、他の部分を損傷しないようにしなければならない。
8. 受注者は、蓋掛け前に蓋掛け施工区間内の清掃を行わなければならない。

5-13-5-3 防護柵修繕工

1. 防護柵修繕工のうち、立ち入り防止柵、転落（横断）防止柵、車止めポストの施工については、1-3-3-10 防止柵工 の規定によるものとする。
2. 防護柵修繕工のうち、ガードレール、ガードケーブル、ガードパイプの施工については、1-3-3-11 路側防護柵工 の規定によるものとする。

5-13-5-4 標識修繕工

1. 標識修繕工のうち、路側標識の施工については、1-3-3-9 小型標識工 の規定によるものとする。

2. 標識修繕工のうち、路側標識、標識基礎、片持標識柱、門型標識柱、標示板の施工については、1-3-3-9 小型標識工、5-1-10-4 大型標識工の規定によるものとする。

5-13-5-5 道路付属施設修繕工

1. 道路付属施設修繕工のうち、溶融式区画線、ペイント式区画線、高視認性区画線、区画線消去の施工については、1-3-3-12 区画線工の規定によるものとする。
2. 道路付属施設修繕工のうち、歩車道境界ブロック、地先境界ブロック、植樹ブロック、アスカブの施工については、1-3-3-8 縁石工の規定によるものとする。
3. 道路付属施設修繕工のうち、境界杭の施工については、1-3-11-1 用地境界杭工の規定によるものとする。
4. 道路付属施設修繕工のうち、視線誘導標、距離標、道路鋏の施工については、1-3-3-13 道路付属物工の規定によるものとする。
5. 道路付属施設修繕工のうち、組立歩道の施工については、5-1-11-5 組立歩道工の規定によるものとする。
6. 道路付属施設修繕工のうち、ケーブル配管、ハンドホールの施工については、5-1-11-6 ケーブル配管工の規定によるものとする。
7. 道路付属施設修繕工のうち、照明柱基礎、照明柱の施工については、5-1-11-7 照明工の規定によるものとする。
8. 受注者は、照明柱の建込みについては、傾斜の有無に注意して施工しなければならない。また、付近の構造物・道路交通に特に注意し、支障のないように努めなければならない。

5-13-5-6 作業土工

作業土工の施工については、1-3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

5-13-5-7 一般構造物修繕工

1. プレキャスト構造物及び鋼構造物の設置については、部材に損傷や衝撃を与えないようしなければならない。
また、ワイヤー等で損傷する恐れのある部分は保護しなければならない。
2. 受注者は、設置について基礎の支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

5-13-5-8 石・ブロック積（張）修繕工

1. 石・ブロック積（張）修繕工のうち、コンクリートブロック積み、コンクリートブロック張り、天端コンクリート、コンクリートブロック基礎の施工については、1-3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

2. 石・ブロック積（張）修繕工のうち、緑化ブロック基礎、緑化ブロック積み、天端コンクリートの施工については、1-3-5-4 緑化ブロック工 の規定によるものとする。
3. 石・ブロック積（張）修繕工のうち、石積（張）基礎、石積み、石張り天端コンクリートの施工については、1-3-5-5 石積（張）工 の規定によるものとする。

5-13-5-9 法面修繕工

1. 法面修繕工のうち、現場打法枠、プレキャスト法枠、現場打吹付法枠の施工については、1-3-3-5 法枠工 の規定によるものとする。
2. 法面修繕工のうち、モルタル吹付、コンクリート吹付の施工については1-3-3-6 吹付工 の規定によるものとする。
3. 法面修繕工のうち、種子吹付、客土吹付、植生基材吹付、張芝、筋芝、市松芝、植生ネット、種子帯、植生穴の施工については、1-3-3-7 植生工 の規定によるものとする。
4. 法面修繕工のうち、アンカー工、アンカー足場の施工については、5-1-4-8 アンカー工 の規定によるものとする。
5. 法面修繕工のうち、じゃかご、ふとんかごの施工については、2-1-3-14 護岸付属物工 の規定によるものとする。
6. 法面修繕工のうち、ロックネット、繊維網の施工については、5-1-8-3 落石防護網工 の規定によるものとする。
7. 法面修繕工のうち、落石防護柵の施工については、5-1-8-4 落石防護柵工 の規定によるものとする。
8. 法面修繕工のうち、防雪柵の施工については、5-1-8-5 防雪柵工 の規定によるものとする。
9. 法面修繕工のうち、雪崩予防柵基礎、雪崩予防柵、雪崩予防柵アンカーの施工については、5-1-8-7 雪崩予防柵工 の規定によるものとする。

第6節 橋梁修繕工

5-13-6-1 一般事項

1. 本節は、橋梁修繕工として床版補強（鋼板接着）工、床版補強（増桁架設）工、床版増厚補強工、床版取替工、鋼桁補強工、伸縮継手修繕工、支承修繕工、検査路修繕工、杓座拡幅工、耐震連結装置修繕工、排水施設修繕工、橋梁地覆・高欄修繕工、横断歩道橋修繕工、RC橋脚鋼板巻立て工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、橋下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。

5-13-6-2 材 料

床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。

5-13-6-3 床版補強（鋼板接着）工

1. 受注者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、工事監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。
なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。
また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。
4. 床版部に、アンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキングをするものとする。
5. 受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミを、アセトン等により除去しなければならない。
6. 受注者は、シールした樹脂の接着力が、注入圧力に十分耐えられるまで養生しなければならない。
7. 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分行きわたるように施工しなければならない。

5-13-6-4 床版補強（増桁架設）工

1. 受注者は、既設部材撤去について周辺部材に悪影響を与えないように撤去しなければならない。
2. 増桁架設については、第4章 第4節 鋼橋架設工 の規定によるものとする。

3. 既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行なうものとする。
特に定めていない場合は、工事監督員の指示によらなければならない。
4. 受注者は、床版部を増桁フランジ接触幅以上の範囲をサンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。
5. 受注者は、増桁と床版面との間の隙間をできるかぎり小さくするように増桁を取付けなければならない。
6. 受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサーを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。
7. 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分行きわたるように施工しなければならない。
8. 受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。
9. クラック処理の施工については、2-8-7-3 クラック補修工の規定によるものとする。
10. 受注者は、クラック処理の施工で使用する注入材・シール材はエポキシ系樹脂とする。
11. 受注者は、クラック注入延長及び注入量については、工事監督員と協議するものとする。

5-13-6-5 床版増厚補強工

1. 受注者は、舗装版撤去の施工については、5-13-4-3 路面切削工 及び5-13-4-9 プレキャストRC舗装版工の規定によるものとする。
2. 床版防水膜、橋面舗装の施工については、第4章 第9節 橋梁舗装工の規定によるものとする。
3. 受注者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。
なお、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。
また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。

5-13-6-6 床版取替工

1. 受注者は、舗装版撤去の施工については、5-13-4-3 路面切削工の規定によるものとする。
2. 受注者は、増桁架設の施工については、5-13-6-4 床版補強（増桁架設）工の規定によるものとする。
3. 受注者は、鋼製高欄、既設床版、伸縮継手の撤去作業に当たって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
4. 受注者は、プレキャスト床版の設置において、支持桁フランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。

5. 鋼製伸縮装置の製作については、5-4-3-5 鋼製伸縮継手製作工 の規定によるものとする。
6. 伸縮継手据付けについては、5-4-8-2 伸縮装置工 の規定によるものとする。
7. 橋梁用高欄付けについては、5-13-6-14 橋梁地覆・高欄修繕工 の規定によるものとする。
8. 床版防水膜、橋面舗装の施工については、第4章 第9節 橋梁舗装工 の規定によるものとする。

5-13-6-7 鋼桁補強工

1. 受注者は、作業に当たり周辺部材に損傷を与えないよう施工しなければならない。
2. 現場溶接については、5-4-4-10 現場継手工 の規定によるものとする。

5-13-6-8 伸縮継手修繕工

1. 受注者は、既設伸縮継手材の撤去作業に当たって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2. 伸縮継手据付けについては、5-4-8-2 伸縮装置工 の規定によるものとする。
3. 受注者は、交通解放の時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。

5-13-6-9 支承修繕工

1. 受注者は、既設支承の撤去作業に当たって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2. 受注者は、施工に先立ち補修計画を作成し工事監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、支承取替えにジャッキを使用する場合は、上部構造の応力検討及びジャッキアップによる応力集中等の検討を行い、工事監督員に提出しなければならない。
4. 支承据付けについては、5-4-7-2 支承工 の規定によるものとする。

5-13-6-10 検査路修繕工

1. 受注者は、既設検査路の撤去作業に当たって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2. 検査路の施工については、5-4-8-8 検査路工 の規定によるものとする。

5-13-6-11 沓座拡幅工

1. 受注者は、沓座拡幅部分を入念にチップングしなければならない。
2. 沓座拡幅部にアンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキングしなければならない。
3. 鋼製沓座設置については、設計図書によるものとする。
なお、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

5-13-6-12 落橋防止装置修繕工

1. 落橋防止装置の製作については、5-4-3-6 落橋防止装置製作工 の規定によるものとする。
2. 既設落橋防止装置の撤去作業に当たって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
3. 落橋防止装置の取付けは、5-4-8-3 落橋防止装置工 の規定によるものとする。
4. 受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により、既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。
5. 受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行わなければならない。
6. 受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、工事監督員と協議しなければならない。

5-13-6-13 排水施設修繕工

1. 受注者は、既設排水施設撤去の作業に当たって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2. 排水管の設置については、5-4-8-4 排水装置工 の規定によるものとする。

5-13-6-14 橋梁地覆・高欄修繕工

1. 受注者は、既設橋梁地覆・高欄の撤去作業に当たって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2. 受注者は、高欄の破損したものの取替えに当たって、同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。
3. 橋梁地覆・高欄の施工については、5-4-8-5 地覆工 及び5-4-8-7 橋梁用高欄工 の規定によるものとする。

5-13-6-15 横断歩道橋修繕工

1. 受注者は、既設高欄・手摺・側板の撤去作業に当たって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2. 受注者は、高欄・手摺・側板の破損したものの取替えに当たって、同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。
3. 高欄・手摺の施工については、5-4-8-7 橋梁用高欄工 の規定によるものとする。
4. 受注者は、側板の施工については、ずれが生じないようにしなければならない。

5-13-6-16 RC橋脚鋼板巻立て工（エポキシ系樹脂）

補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、工事監督員と協議するものとする。

5-13-6-17 RC橋脚鋼板巻立て工（無収縮モルタル）

1. 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や鉄筋の位置、添加物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水又は鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認するものとする。
2. 受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に工事監督員と協議するものとする。
3. 既設橋脚のコンクリート面は、ディスクサンダー等を用いて、表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。
4. 受注者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に工事監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、充填する無収縮モルタルの中の水分が既設のコンクリートに吸水されるのを防ぐため、柱の表面に吸水防止剤（エマルジョン系プライマー同等品）を塗布しなければならない。
6. 受注者は、フーチング定着アンカー孔の穿孔後、孔内の清掃を十分に行うとともに、湧水が発生した場合は、対処方法を検討の上、工事監督員と協議しなければならない。
7. 受注者は、アンカー孔及び注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は工事監督員と協議しなければならない。
8. 鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置しなければならない。
9. 受注者は、鋼板固定用アンカー孔内のほこりを確実に除去しなければならない。
10. 受注者は、鋼板固定用アンカー孔穿孔時に橋脚の鉄筋やコンクリートに支障のないよう十分注意し、橋脚面に直角になるよう打設しなければならない。
11. フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋及びコンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。
12. 受注者は、フーチング定着用アンカー孔穿孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してからエポキシ系樹脂を注入し、アンカーを定着させなければならない。
13. フーチング定着用アンカー孔穿孔は削岩機によるものとするが、これによりがたい場合は工事監督員と協議するものとする。
14. 鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定しなければならない。
15. 鋼板の注入パイプ用孔の形状は、注入方法に適合したものとし、その設置間隔は100cmを標準とする。

16. 鋼板下端及び鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないようにしなければならない。また、美観にも留意してシールしなければならない。
17. 無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。
18. 無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサー又はハンドミキサーにて行うのを原則とする。
19. モルタルの練り上がり温度は10℃～30℃を標準とするが、この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。
20. 無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力及びモルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を標準とする。

また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等使用して支持するものとする。
21. 無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所から注入パイプより入念に圧入する。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2 cmの高さまで圧入するものとする。

注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保する。注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、及び鋼板上端のシール仕上げを行わなければならない。
22. 受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、注入後の確認書（チェックリスト）を工事監督員に提出しなければならない。
23. 受注者は、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行い、工事監督員に報告しなければならない。
24. 受注者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に工事監督員と協議しなければならない。
25. 根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布する。
26. 受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布しなければならない。
27. 受注者は、プライマー塗布に先立ち、シーリング部分の両脇にマスキングテープを貼って養生を行い、周囲を汚さないように注意して施工しなければならない。

28. 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、養生シートや板囲い等の対策を行い、近隣への影響が最小限となるように配慮するものとする。

なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、工事監督員と協議するものとする。

29. 受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表14-2(2)により実施し、その結果を工事完成時に工事監督員に提出しなければならない。

表14-2(2) 現場溶接部の試験・検査基準

試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、及びその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする
超音波探傷試験	JIS Z 3060 -2002	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	当該溶接延長の10%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする

30. 超音波探傷試験の検査技術者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。

31. 表14-2(2)の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施する。なお、不合格箇所の処置については、工事監督員に承諾を得るものとする。

32. 受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査及び超音波探傷試験を実施しなければならない。

第7節 現場塗装工

5-13-7-1 一般事項

1. 本節は、現場塗装工として橋梁現場塗装工、付属物塗装工、コンクリート塗装工、張紙防止塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

5-13-7-2 材 料

現場塗装の材料については、5-4-3-2 材料 の規定によるものとする。

5-13-7-3 橋梁現場塗装工

1. 受注者は、被塗物の表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整程度に応じて、表14-3によらなければならない。

表14-3 素地調整程度と作業内容

素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジंकプライマーやジंकリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用、ブラスト法
3種A	15~30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部(さび、割れ、ふくれ)は除去する。	同上
3種B	5~15%	15~30%	同上	同上
3種C	5%以下	5~15%	同上	同上
4種	—	5%以下	紛化物、汚れなどを除去する。	同上

2. 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m²以上の時は水洗いするものとする。

3. 受注者は、素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認した上で下塗りを施工しなければならない。
4. 中塗り、上塗りの施工、及び施工管理の記録については、5-4-5-3 現場塗装工の規定によるものとする。

5-13-7-4 付属物塗装工

付属物塗装工の施工については、5-13-7-3 橋梁現場塗装工 の規定によるものとする。

5-13-7-5 コンクリート面塗装工

コンクリート面塗装工の施工については、1-3-3-16 コンクリート面塗装工 の規定によるものとする。

5-13-7-6 張紙防止塗装工

1. 素地調整については、5-13-7-3 橋梁現場塗装工 の規定によるものとする。
2. 受注者は、使用する塗料の塗布作業時の気温・湿度の制限については、設計図書によらなければならない。特に定めていない場合は、工事監督員の指示によるものとする。
3. 受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。特に定めていない場合は、工事監督員の指示によるものとする。

第8節 トンネル修繕工

5-13-8-1 一般事項

1. 本節は、トンネル修繕工として内装板修繕工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、トンネル内の作業については、一酸化炭素濃度等作業環境に注意をし施工しなければならない。
3. 受注者は、作業中の照明設備を適切に配置し一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。
4. 受注者は、トンネル修繕箇所に変異を発見したときは、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。

5-13-8-2 材 料

内装板に使用する材料は設計図書によるものと、その他の材料については、第1編 第2章 材料 の規定によらなければならない。

5-13-8-3 内装板修繕工

1. 受注者は、既設内装板撤去については、他の部分に損傷を与えないよう行わなければならない。
2. 受注者は、コンクリートアンカーの穿孔に当たっては、穿孔の位置、角度及び既設構造物への影響に注意し施工しなければならない。
3. 受注者は、施工に際し、既設トンネル施設を破損しないように注意し施工しなければならない。
4. 受注者は、内装板の設置については、所定の位置に確実に固定しなければならない。

5-13-8-4 裏込注入工

1. 受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。
なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。
3. 受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充填し、丁寧に仕上げなければならない。

4. 受注者は、グラウトパイプの配置については、工事監督員の承諾を得なければならない。
5. 受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。

5-13-8-5 漏水対策工

1. 受注者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるが、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がある場合は、施工前に工事監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、線導水の施工については、ハツリ後、浮きコンクリートを除去しなければならない。
3. 受注者は、漏水補修工の施工については、導水材を設置する前に導水部を清掃しなければならない。